

# 山梨県公報

第二千七百七十七号

平成三十年

三月二十二日

木曜日

## 目次

**告示**

- 指定代理納付者の指定……………一一一
- 騒音に係る環境基準の種類の当てはめの一部改正……………一一一
- 道路の区域変更……………一一一
- 道路の供用開始(五件)……………一一一
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………一一三
- 開発行為に関する工事の完了について……………一一三

**教育委員会**

- 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………一一三
- 山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………一一四

## 告示

### 山梨県告示第八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

- MasterCard
- VISA

- JCB
- American Express
- ダイナース
- 指定代理納付者に代理納付させる期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

### 山梨県告示第八十四号

騒音に係る環境基準の種類の当てはめ(平成七年山梨県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

本則の表中「及び第二種中高層住居専用地域」を、「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

### 山梨県告示第八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十九号
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市七保町瀬戸字矢坪一三九六番一地先から大月市七保町瀬戸字矢坪一四三三六番一地先まで	二六・六 二九・八	二四・一 二五・四	三三・五	三三・五

### 山梨県告示第八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成三十年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平沢千野線	甲州市塩山竹森字鳥居三〇〇二番四地先から 甲州市塩山竹森字橋爪二九六四番五地先まで		二二〇・〇	平成三十年三月二十二日

**山梨県告示第八十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平沢千野線	甲州市塩山竹森字橋爪官有無番地地先から 甲州市塩山竹森字橋爪二八三三番一地先まで		五七・〇	平成三十年三月二十二日

**山梨県告示第八十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国	百三十九号	大月市七保町瀬戸字井戸地向一		八五・六	平成三十年

道	三九五番一地先から 大月市七保町瀬戸字矢坪一四三 六番一地先まで	三月二十二日
---	--	--------

**山梨県告示第八十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市新田字川井田七三九番三 地先から 上野原市新田字篠久保六六二番 二地先まで		一三三・〇	平成三十年三月二十九日

**山梨県告示第九十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	新田松留線	上野原市新田字杉島八四八番一 一 地先から 上野原市新田字稲干場八七三番 七地先まで		一〇〇・三	平成三十年四月一日

**公 告**

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 外一者
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 南アルプスガーデン  
 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四

- 2 変更した事項  
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号 外一者	変更後	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 外一者
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号 外六者	変更後	株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号 外六者
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 平成三十年一月一日外  
 三 届出年月日 平成三十年三月十二日  
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月二十三日まで

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成三十年三月二十二日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字新井六十九番一、七十番四、七十一番四及び七十二番の区域  
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡山中湖村山中二百三十七番一 山中湖村長 高村文教

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成三十年三月二十二日

山梨県教育委員会  
 教育長 守 屋 守

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則  
 山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立峡南高等学校の項中

電子機械科、クラフト科、土木システム科

を  
 電子機械科、土木システム科

に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 山梨県立峡南高等学校のクラフト科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

- 庁 中 一 般
- 教 育 事 務 所
- 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
- 県 立 図 書 館
- 県 立 美 術 館
- 県 立 博 物 館
- 県 立 考 古 博 物 館
- 県 立 文 学 館
- 県 立 学 校
- 県 立 学 校

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

山梨県教育委員会

教 育 長 守 屋 守

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育委員会安全衛生管理規定(昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表定期健康診断の項を次のように改める。

定期健康診断	イ 問診 ロ 身長、体重、腹囲及び視力 ハ 胸部エックス線検査 ニ 尿検査 ホ 血圧測定
--------	--

ハ 診察

第十二条の表胃検診の項中「胃エックス線間接撮影」を「胃部エックス線検査」に改め、同表肺がん検診の項中「胸部エックス線間接撮影の再読影」を「胸部エックス線検査の再読影」に改め、同項の次に次のように加える。

大腸がん検診

- イ 問診
- ロ 便潜血検査

第十二条の表生活習慣病健康診断の項中「ル 保健指導」を「ル 腎機能検査」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。